

## 大田原市教育委員会公告第3号

次のとおり一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年4月12日

大田原市長 相馬 憲一

### 1 入札に付する事項

自動販売機の設置及び管理業務委託

#### (1) 自動販売機の設置及び管理業務を行う場所及び面積(設置台数)

所在地 大田原市美原三丁目2番地62

名称 栃木県立県北体育館

物件No.	設置箇所	設置面積	台数	種類
④	2階武道場前①	1.30㎡(1.30m×1.00m)	1台	缶・PET飲料

※ 設置面積には転倒防止板、放熱余地及び電気子メーター設置部分を含みますが、容器回収ボックス設置箇所分は含みません。

#### (2) 委託期間

令和6年5月1日から令和11年3月31日までの4年11ヶ月間(更新なし)

#### (3) 委託条件等

別添仕様書による。

### 2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 法人にあつては栃木県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては栃木県内で事業を営んでいること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 栃木県税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、民

事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続きの申し立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産開始手続きの申し立てがなされていない者であること。

(8) その他募集要項の定める条件及び関係法令を遵守すること。

### 3 入札の手続き

#### (1) 入札参加申込み受付期間

令和6年4月12日(金)から4月22日(月)までの日(ただし、土曜・日曜日を除く)の午前9時から午後5時まで。

#### (2) 入札並びに開札の日時及び場所

① 日時:令和6年4月25日(木)午前10時00分～

② 場所:栃木県立県北体育館研修室

#### (3) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒324-0047 大田原市美原三丁目2番地62

大田原市教育委員会スポーツ振興課管理係(指定管理者)

電話 0287-22-8012 FAX 0287-22-2016

Eメール [sports@city.ohtawara.tochigi.jp](mailto:sports@city.ohtawara.tochigi.jp)

(4) 募集要項(入札説明書)は(3)の場所で交付する。また、大田原市ホームページよりダウンロードすることができる。[\(http://www.city.ohtawara.tochigi.jp/\)](http://www.city.ohtawara.tochigi.jp/)

### 4 入札方法等

#### (1) 入札書に記載する金額

① 入札書に記載する金額は「年額」とする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約期間の途中において消費税率等の改正が行われた場合、契約金額は改正後の税率により計算するものとする。

#### (2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

#### (3) 再度の入札

① 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

② 再度の入札は2回までとする。

③ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

#### (4) その他

- ① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

#### 5 入札保証金

免除

#### 6 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の有無

無

#### 7 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札(代理の場合も含む。)
- ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ④ 不正行為による入札
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧ 申請書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑨ その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 入札開始時に入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

#### 8 落札者の決定方法

- (1) 市が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 9 委託料

落札価格とする。

## 10 電気料

受託者が自ら設置するメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)により計測した使用量に基づき、栃木県立県北体育館が定めた電気料取扱いの規定により計算した額とする。

## 11 売上手数料

徴収しない(落札価格に含む)。

## 12 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する。その設置及び撤去費用は設置者が負担する。なお、設置にあたっては栃木県立県北体育館の指示に従うものとする。

## 13 委託場所の返還

契約の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して栃木県立県北体育館の確認を受けなければならない。

## 14 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機に起因する事故については、栃木県立県北体育館の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 15 商品等の盗難及び破損

- (1) 設置した自動販売機に係る商品及び現金等に盗難があった場合、栃木県立県北体育館の責に帰することが明らかな場合を除き、栃木県立県北体育館はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。